

第 20 回延岡市農業委員会会議録

(平成 31 年 1 月 28 日)

1. 開催日時 平成31年1月28日(月) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 15名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11		12	田口正幸
13	松田宗史	14		15	
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 4名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10		11	田中昇	12	
13	岩切健	14	緒方武彦	15	
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 138 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 139 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 140 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 141 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)
 議案第 142 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 143 号 農地法第5条 許可申請について
 議案第 144 号 非農地証明願いについて

- 報告第 70 号 農地法第4条 届出について
 報告第 71 号 農地法第5条 届出について
 報告第 72 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 73 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 25 号 延岡市農業振興地域整備計画変更に係る意見について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主 査	黒木 政良	主任主事	興梠 康大	北方産業建設課 主 事	甲斐 伊織
北浦産業建設課 主任主事	西村 武志	北川産業建設課 専門主事	宮野 豊	総合農政課 主任主事	市來 幸司
総合農政課 主 事	黒木 恵美				

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>早いもので、1月も末になりました。早いもので年が明けて1ヶ月が経とうとしていますが、今年初めての方もいらっしゃると思いますが、本年もよろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは、ただ今から第20回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数19名中15名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号3番 井本みつよ委員と委員番号17番 牧野博文委員のお二人をお願いしたいと思います。本日の予定ですが、議案第138号の農地法第3条 使用貸借権の設定についてから、議案第144号 非農地証明願ひについてまで議案7件、報告案件が4件、協議案件が1件となっています。</p> <p>それでは議案第138号 農地法第3条 使用貸借権の設定について提案いたします。整理番号1番の説明を農地利用最適化推進委員 緒方委員よりお願いいたします。</p>
緒方委員	<p>推進委員の緒方です。整理番号1番の案件についてご説明します。所在は北方町板下の田15筆、畑6筆の計21筆の6,549㎡です。貸人は北方町在住の81歳の男性、借り人は野田町在住の48歳の男性です。2人は親子で理由は後継者への経営移譲です。契約期間は10年です。1月26日に吉本農業委員と借り人の方と現地確認を行いました。借り人は農業に対する経験等も十分に地域との調和も問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、整理番号2番の説明を農地利用最適化推進委員 榎本委員よりお願いいたします。</p>
榎本委員	<p>はい。推進委員の榎本です。整理番号2番について説明させていただきます。所在は舞野町です。田7筆4,419㎡、畑8筆2,127㎡の計15筆の6,546㎡です。貸人は舞野町在住の85歳の男性、借り人も舞野町在住の60歳の男性です。理由は後継者への経営移譲となっております。1月25日に現地確認を行いました。借り人の方、織田委員、私の3名で行いました。借り人の方は、農業に熱心に取り組んでおられます。皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ここで判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。おはようございます。判断根拠についてご説明いたします。それでは皆さんにお配りしている調査書の1、2ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、2件とも問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いということですので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。</p>

	ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第139号 農地法第3条 賃借権の設定について提案いたします。 整理番号1番の説明につきまして、委員番号10番 片伯部芳徳委員よりお願いいたします。
片伯部委員	整理番号1番についてご説明します。所在は長浜町の田1筆509㎡です。貸し人はTさん、借り人はYさんです。Yさんの状況としましては、6,716㎡の経営ということですので。労力人は3人、農業経営の規模拡大ということで申請があがっています。1月24日に田中昇推進委員と私と借り人のYさんとの3人で立会いを行いました。借り人は農業をしっかりとされており、地域との調和条件も何ら問題ないとの経過に至りました。それで、この議案第139号の案件については何も問題はないということだったのですが、隣の田んぼで意見が出ましたのが、田んぼが耕作放棄地で毎年隣の草刈が大変な労力で、草を1mくらい切っているが農業委員会の方でどうにかならないか、何か指導がないのか、それと、勝手に隣の草を刈っているのか、という意見が借り人側の方から出ていました。その辺を事務局の方から借り人側への説明をお願い致します。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	はい。判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは、お配りしています農地法3条の調査書の3ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは記載のとおり、事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、片伯部委員より現地調査の結果の報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことですので、農地法第3条第2項1号から7号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議長	ただ今、委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第140号 農地法第3条 所有権の移転について提案いたします。 整理番号1番と2番の説明につきましては、農地利用最適化推進委員の黒田啓睦委員よりお願いいたします。

黒田委員	<p>推進委員の黒田でございます。整理番号1番と2番の案件についてご説明します。1番の所在は宇和田町の畑2筆の計1,043㎡です。譲渡人は柚木町在住の57歳の方、譲受人は北一ヶ岡在住の72歳の方です。譲受人の状況といたしましては現在1,206㎡、労力人2人で理由は経営規模拡大ということです。2番につきましては畑1筆の1,006㎡です。譲渡人は宇和田町在住の88歳の方、譲受人は1番の案件と同じで北一ヶ岡在住の方で理由は経営規模拡大ということです。この案件は去年の「農業委員会だより」の情報に問い合わせがあった案件でありまして、私の方で連絡を取りまして現地の方でマッチング面談をして進めてきた案件であります。譲受人は70歳を超えておりますが、農業機械も持っておりますし、何より営農意欲が十分な方だと思っております。1月24日に私と佐藤農業委員と現地の確認をしたところですが、周囲の方とも協調しておられますし、また既に地主の了解を得て整地をされておりこの案件について何ら問題はないと思っておりますのでよろしくご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。 続きまして、整理番号3番の説明を委員番号10番 片伯部芳徳委員よりお願いいたします。</p>
片伯部委員	<p>整理番号3番について説明したいと思います。所在は浜町の田1筆124㎡です。これは延岡市からの譲渡しです。譲受人は同じ浜町の方で要するに自分の畑に隣接しているということで申請があがっておりました。1月24日に田中昇推進委員と私と譲受人の3人で現地調査をいたしまして、市からの田という地目での譲渡しは何も問題はないということで、譲受人も農業を一生懸命やられており玉ねぎ等をたくさん作っておられます。理由は経営規模拡大ということで何ら問題はありませんでした。地域との調和要件につきましても問題はありません。ただ延岡市の田んぼということで農業委員の申請ということで許可をいたしましたが、この田んぼの上の方には昔ながらの農道がありまして、今でも地域の水路の掃除のときによく通っていた農道ではないかという意見が出ております。地域の方からですね。一応、延岡市の田ということで農業委員の方に申請が出ておりますので農業委員としては問題はないと。ただ市としての考え方はどうなんだろうという意見は出ておりましたので報告をしておきたいと思っております。 以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。 続きまして、整理番号4番の説明を委員番号9番 阿波野修一委員よりお願いいたします。</p>
阿波野委員	<p>9番の阿波野です。整理番号4番について説明いたします。所在地は浦城町の田1筆3,133㎡です。譲渡人は浦城町在住の方、譲受人は構口町在住の方ですが親子です。既に昨年譲受人の方が耕作をしております。1月26日に甲斐推進委員と譲渡人の方と現地調査をしましたが、既に耕作しており、問題はないと思っております。きれいに周りの草刈等も行っておりました。以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。 続きまして、整理番号5番の説明につきましては、農地利用最適化推進委員の緒方委員よりお願いいたします。</p>
緒方推進委員	<p>はい、緒方です。5番について説明いたします。所在は北方町板下の田3筆の計617㎡です。譲渡人は塩浜町在住の65歳の男性の方、譲受人は北方町板下在住の77歳の男</p>

	<p>性の方です。譲受人の経営状況は10,730㎡で理由は経営規模の拡大となっております。1月26日に吉本農業委員と現地確認を行いました。譲受人は農業に対する経験、意欲も十分で地域との調和も問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書の4ページからになりますのでご覧いただきたいと思います。整理番号1番と2番につきましては、耕作者の経営状況が1,206㎡ですが、今回の1、2番の案件で合計で3反を超えるということで別段面積を超え問題はないと判断しております。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては事前に事務局の方で調査済みで、問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員からご報告がありましたとおりで、問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>はい。各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい、高橋委員。</p>
高橋委員	<p>委員番号8番の高橋です。1、2番の譲受人についてお尋ねします。この譲受人は伊形の方に農地があると思いますが、今は何か特別な栽培をしているのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。お答えいたします。譲受人の方につきましては申請時に色々私共の方で農業経営等について確認させていただきましたが、特にこれだという作物はないということで基本畑で玉ねぎとか夏野菜とかそういったものを栽培してやっていきたいということでした。また委員からもご報告いただきましたが現況1,200㎡ほどですので、当然農業をやっていくための農機具なども装備されているということで、冒頭にもありましたが、今回「農業委員会だより」を見て購入して農業を拡大したいというご意向があったということで聞いております。以上です。</p>
議 長	<p>いいでしょうか。</p>
高橋委員	<p>わかりました。1、2番の譲受人は、伊形の方の農地については、野菜等の作付があまり見られなかったように思っていたので。今回、農機具等も整備され後々は息子さんを後継者として考えておられるとのことなのでこれから農業について頑張るということであれば問題はないと思います。</p>
議 長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>他にないでしょうか。はい、松田委員。</p>
松田委員	<p>13番の松田です。3番の案件で市の土地を譲るということですが、以前私が市の名義の地目は田でしたが、用地買収があって交換してくれということで相談したんですが、市の土地は入札しないといけないということで断られた経緯があります。これはどういう経緯で譲られたのですか。</p>

議 長	わかりますか。
事 務 局	はい。先程松田委員の方が市の土地については入札に入らないといけないという事を言われたということでしたが、今回は競売とはまた別の所有権の移転になっています。元々市が管理していた所についてそこの払い下げを行うに当たって今回の地目が農地であるという事も兼ねて、隣接するこの方でなければここについては耕作することができないだろうという状況もありますので用地買収とはまた別の問題になってきますので入札手続きとは今回異なったものになります。詳細については管財課に確認しないと現段階ではわかりません。
事 務 局	事務局の甲斐です。管財課の話によると隣接に里道が走っていたのですが、その里道は機能がなくてこの方の農地を有効活用するために市が払い下げをしてもらった時に農地と交換をするという話しになったようです。その農地を里道の交換地としてこっちに道路を付け替えるとしたようですが、その後その道路は必要ないということになりました。しかし、管財課としてはこのひょろ長い里道は他に機能する用途もなく隣接する農地の所有者が有効活用できるということで払い下げをするという話しだと思えます。ただ払い下げをする際に里道の反対側の隣接者もいらっしゃいますのでその方や周り、地区の方の同意とかは取っていると思いますので同意が得られたということで今回、所有権の移転をするという話しになったと思えます。
議 長	はい、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 141 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 141 号の農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分について説明いたします。議案書は 9、10 ページです。貸人、借人、農地の所在等の詳細については議案書に掲載しているとおりで、6 件すべての農地集積面積が 13,651 ㎡となっています。契約内容は 3 年間から 5 年間の賃借権若しくは使用貸借権の設定となっています。計画の内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 142 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 142 号の農用地利用集積計画の決定について所有権移転分を説明いたします。議案書は 12 ページとなります。なお、今回の整理番号 5 番と 6 番については、牛舎、畜舎への建設の転用となっておりますので分けて説明いたします。</p> <p>それでは整理番号 1 番から 4 番について説明いたします。譲渡人、譲受人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりです。契約内容についても議案書に記載のとおりで、計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして整理番号 5 番と 6 番について説明いたします。譲渡人が両方とも北浦町在住の方で、譲受人も北浦町在住の男性の方です。農地の所在は北浦町古江の田が 3 筆、合計が 1,101 m²となっています。この農地につきましては先程申し上げましたとおり、農業経営基盤強化促進法による事業を使い農業用施設の牛舎を新築するというもので、1 月 25 日に地区担当農業委員である大戸委員と事務局 2 名、譲受人で現地調査を行いました。現地につきましては、北浦町の東九州自動車道路の北浦インターチェンジから 2km ほど大分側の左手の山あいにある農地です。譲受人が昨年 9 月に畜産を主として行いたいという事で認定農業者となっております。既に現在新築するところとは別の所で牛舎を借りて牛を育てていますが、それに加えて規模を拡大したいという事で今回の案件となっております。今回の案件につきましては、農用地内の農地であり農振法での用途変更も済んでおり、都市計画法などの他法令についても問題はございませんでした。このようなことから、この 5 番、6 番の案件につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上 1 番から 6 番までの説明を終わります。審議をお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。</p> <p>何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>はい、甲斐委員。</p>
甲斐委員	<p>はい。(5、6 番について) 隣接する土地の所有者の同意とか、地域の方の同意とかは了解済ですか。</p>
議 長	<p>事務局から。</p>
事 務 局	<p>はい、5 番、6 番の牛舎新築につきましては、今、甲斐委員が言われるとおり当然、糞尿処理など地域との関係が出てきます。それでこの譲受人が畜舎を建てたいという計画をあげる時に農業振興地域内でしたので、当然牛舎建設の要件、隣接者の同意、それから糞尿処理等すべてクリアしている状況です。</p>
甲斐委員	<p>了解しました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>はい、高橋委員。</p>
高橋委員	<p>はい、確認ですが、整理番号 1 番の案件についてですが、これは幹旋であがっていたものですか。私共の幹旋の(土地の)気がしますが。</p>

事務局	はい、この案件につきまして、斡旋であがっていたものではないと認識しておりますが、確認をさせていただきたいと思います。
議長	はい、他にはございませんか。 それでは、確認をしてから採決をしたいと思います。 続きまして、議案第143号 農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 整理番号1番について委員番号10番 片伯部芳徳委員より説明をお願いいたします。
片伯部委員	はい、10番の片伯部です。議案第143号について説明したいと思います。所在地は長浜町1丁目の田1筆の495㎡です。譲渡人は東浜砂町のSさん、譲受人は長浜町のHさんで職業は自営業です。この案件につきましては事前着工ということで追認という形になります。理由は資材置き場です。追認であり始末書の提出も全部済んでおり1月24日に事務局3人、地権者が2人、田中推進委員と私と7名で現場確認をいたしました。15ページの地図になりますが、既に埋まっており資材置き場になっており許可としても問題はありません。左側につきましても用水路がしっかりしておりまして雨水等が田んぼの中に入るような状態じゃなく道の方には新規にブロックで擁壁をうった状態ですので何も農業に関しては影響はないだろうということで許可相当と審査を終わりました。審議の方をよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番については第1種農地となっております。第1種農地の転用については原則不許可となっておりますが、例外規定であります集落接続が活用できるため立地基準に問題はありませんでした。15ページの図面ですが地図が古いもので申請地の南側には既に住宅が建っており、左側の集落との接続が可能となっております。また都市計画法や道路法などの他法令についても問題ありませんでした。排水計画、資力、転用の実効性などの一般基準についても問題ありません。あと追認案件で始末書の添付もあり、また、周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。
議長	ただ今、片伯部委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし
議長	はい、異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。続きまして議案第144号 非農地証明願いについて提案いたします。整理番号1番について委員番号16番 佐藤純子委員より説明をお願いいたします。
佐藤委員	委員番号16番の佐藤です。非農地証明願いについてご説明いたします。所在地は小峰町の畑1筆の639㎡です。申請人は同じ小峰町の方です。10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地、ということで申請が上がってきまし

	<p>た。1月24日、私と推進委員の黒田さん、農地部長の片伯部さん、申請人の4人で現地調査を行いました。この土地は申請人の父親が隔地の隣接地として購入していました。その間耕作せず、今日に至った経緯があります。現地は次ページの地図を見ていただくとわかるかと思いますが、斜面になっていてなかなか整地しても畑として使えるような土地でもなく現在は竹や木が生い茂って困難な土地と思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、佐藤委員より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。</p> <p>それでは残りの件につきまして事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>すみませんが、議案が前後してしまい申し訳ありませんが、12ページの議案第142号の1番の案件ですが、幹旋にあがっている農地ではないかとの事でしたが、幹旋にあがっている農地ではありませんでしたのでご報告いたします。よろしいでしょうか。</p> <p>1番の案件がありましたので、議案第142号につきましては採決がまだでしたので議長、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、議案第142号の農用地利用集積計画の決定についてご承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。</p> <p>議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第70号農地法第4条の届出についてです。この案件は自己所有農地の転用となっております。議案書は20ページに記載されております。全部で2件の届出があり、田が1筆423㎡、畑が1筆1,024㎡、計2筆の1,447㎡となっております。</p> <p>続きまして報告第71号農地法第5条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権の権利移動を伴った農地転用となっております。議案書の22、23ページに記載されております。全部で10件の届出があり、田が5筆1,722㎡、畑が7筆2,995.03㎡、合計12筆の4,717.03㎡の転用となっております。私からの報告は以上です。</p> <p>続きまして報告第72号農地法第18条第6項の通知について説明いたします。この案件は合意解約の分です。議案書の25ページに記載されています。1件の届出があり、田が3筆2,100㎡となっております。</p> <p>次に、報告第73号農地法第3条の3第1項の届出についてです。この案件は相続</p>

<p>議 長</p>	<p>等の届出です。議案書の 27 ページから 31 ページに記載されております。11 件の届出があり、田が 67 筆 39,986 m²、畑が 49 筆 20,985.91 m²、合計 116 筆の 60,971.91 m²となっています。</p> <p>内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所は文書等で指導していきたいと考えております。事務局からの報告は以上です。</p> <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、続いて協議第 25 号 延岡市農業振興地域整備計画変更に係る意見について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
<p>総合農政課職員</p>	<p>はい。総合農政課より農業振興地域整備計画変更の説明をします。案件番号 1 番です。変更内容は農用地区域からの除外となります。位置は北方町川水流字の 1 筆となります。用途区分は農地、現在地目は畑、除外面積は 368.01 m²となります。変更理由は農業後継者住宅建設のため、申請地は 34 ページの地図に掲載の斜線部分で農用地区域内となります。申請者は、農家ではありませんが申請地付近に住む両親が農家であり移転後は農作業を手伝いしつついずれは後継者となる予定です。除外する要件につきまして代替地の検討を行いました所有者と交渉で折り合いが付きませんでした。また、申請者は所有する父親の農機具倉庫と作業場との一体的な利用をする予定であります。以上、ご協議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問等はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしという事ですので、意見の報告についてはこれで終わりたいと思います。以上を持ちまして第 20 回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p>
<p style="text-align: center;">次回定例農業委員会 2月28日(木) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

3 番 井 本 みつよ

17 番 牧 野 博 文